

RI 廃棄物廃棄作業

仕様書

令和 7 年 12 月

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

1. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）六ヶ所フュージョンエネルギー研究所において、BA活動に伴い発生した RI 廃棄物を関係法令に基づき適正に廃棄することを受注者に請け負わせるための仕様について定めたものである。

受注者は本業務を確実にかつ効率的に実施するため、RI 廃棄物の取扱方法及び関連法令等を十分に理解し、受注者の責任と負担において計画立案し実施するものとする。

2. 実施場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字表館 2 番地 166

QST 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

原型炉 R&D 棟及び IFMIF/EVEDA 開発試験棟

3. 実施期日

契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで。

※作業実施日は契約後、別途協議決定する。

4. 作業内容

- (1) 履行期間内に発注者の RI 廃棄物を集荷するものとする。
- (2) 実施場所において QST 担当者の立ち合いの下、受注者に RI 廃棄物を引き渡す。
- (3) RI 廃棄物の集荷をもって本業務を完了とする。集荷した RI 廃棄物については、受注者の責任の下に管理し、関係法令に基づき適正に廃棄するものとする。

5. RI 廃棄物の種類等

RI 廃棄物は受注者の定めに従い分類、収納等を行うものとする。

- (1) RI 廃棄物の分類としては可燃物・難燃物・不燃物・非圧縮性不燃物・有機液体とする。
- (2) 引渡し単位は、可燃物・難燃物・不燃物・非圧縮性不燃物について 50L ドラム缶（本）、有機液体について 10L ポリ容器 1 個入 50L ドラム缶（本）とする。

6. 予定数量

- (1) 可燃物：17 本
- (2) 難燃物：22 本
- (3) 不燃物：5 本
- (4) 非圧縮性不燃物：10 本
- (5) 有機液体（容量 10L）：1 本

なお、数量（本数）については若干の変動があるものとする。

- ・ (1)～(4)における容器当たりの核種と放射能制限値は ^{3}H , ^{14}C , ^{125}I , $^{131}\text{I} \leq 40 \text{ MBq}$, その他の核種 $\leq 400 \text{ MBq}$ である。
- ・ (5)における容器当たりの核種と放射能制限値は 全核種 $\leq 2 \text{ kBq/mL}$ である。
- ・ 容器表面の 1 センチメートル線量当量率制限値は $5 \mu \text{Sv/h}$ 以下とする。
- ・ 固体廃棄物、液体廃棄物（有機液体）の集荷時における放射能及び 1 センチメートル線量当量率は上記の値以下とする。

- ・可燃物及び難燃物の一つ当たりの重量（容器の重量を含む。）は22kg以下とする。

7. 提出書類

RI 廃棄物集荷完了書 引渡し後速やかに 1部
(提出場所)
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字表館 2番地 166
QST 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所
管理研究棟 1F 保安管理課 居室

8. 検査条件

7項の提出書類の確認並びに、4項に定める作業内容が実施されたとQSTが認めたときをもって、検査合格とする。

9. 適用法規・規程

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 放射性同位元素等の規制に関する法律
- (3) 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所安全衛生管理規則
- (4) 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所事故対策規則
- (5) 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所放射線障害予防規程
- (6) 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所放射線安全取扱手引

10. 特記事項

- (1) 受注者はQSTが量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、QSTの規定等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報をQSTの施設外に持ち出して発表若しくは公開し、又は特定の第三者に對価を受け、若しくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面によりQSTの確認を受けた場合はこの限りでない。
- (3) 本仕様書に記載されている事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST担当者と協議の上、その決定に従うものとする。

11. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上